

自治基本条例

第19条 財政運営

-
- 1 自主財源の確保
 - 2 健全な財政運営の推進
 - 3 財政状況の公表

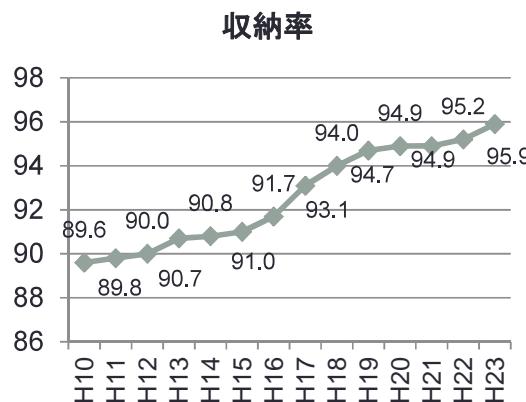
日時
平成25年4月23日(火)
18:30~
会場
第1委員会室

越谷市 財政課



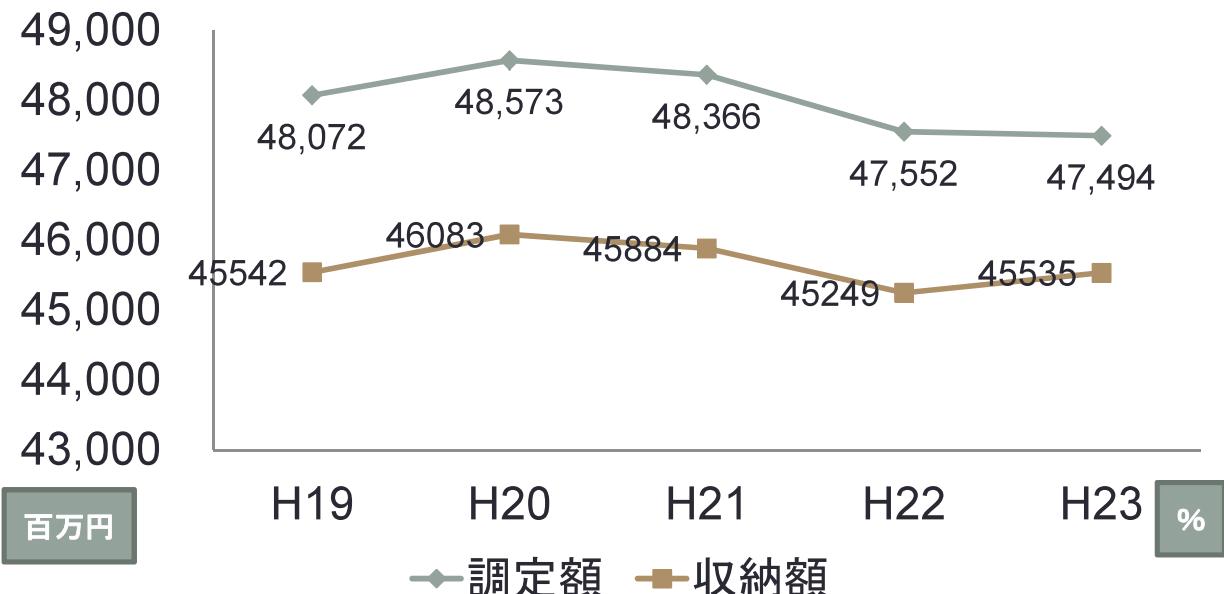
自主財源の確保①

市税については、引き続き、課税客体の的確な把握と納税意識の高揚を図り、収納率の向上に努める。



年度	調定額	収納額	収入未済額	収納率	県内順位
23	47,494	45,535	1,806	95.9%	1位
22	47,552	45,249	2,117	95.2%	1位
21	48,366	45,884	2,261	94.9%	1位
20	48,573	46,083	2,348	94.9%	1位
19	48,072	45,542	2,263	94.7%	1位

単位:百万円



自主財源の確保②

市税以外の未収金についても、越谷市債権管理条例を踏まえた的確な収納対策に努める。

債権管理条例制定

年度	内容
H23. 4	収納課債権回収係を設置未収金対策の強化を図る。
H23. 12	越谷市債権管理条例 施行
H24. 7	積外債権の回収に係る事務移管基準を制定

※収納課では、引き続き債権所管課への的確な助言・指導を行い、未収金全体のより一層の圧縮を図っている。

各課の取り組み

保育料	滞納処分を前提とした収納対策の実施(H22~)
入学準備金貸付金償還金	連帯保証人への催告強化など(H22~)
国民健康保険税(特別会計)	主税課内に収納対策室を設置(H10~)、(収納補助員による臨宅徴収)を充実)、職員の増員により徴収体制(H24~)
その他、主な未収金	し尿処理手数料、生活保護費返納金、後期高齢者医療保険料(特別会計)、介護保険料(特別会計)、下水道使用料(特別会計)

自主財源の確保③

使用料、手数料、分担金、負担金等については、「使用料等のあり方に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、現行制度の見直し・改善による適正化を図るとともに、収納の確保に努める。

使用料等のあり方に関する基本方針

平成17年11月制定

主な改正

年度	内容	目的
H23. 7	下水道使用料改定	受益者負担の適正化
H21. 4	動物死体処理手数料改定 男女共同参画支援センターセミナールーム使用料改定	受益者負担の適正化
H20. 8	能楽堂使用料改定	受益者負担の適正化 自主財源の確保
H20. 4	一部体育施設の使用料改定	受益者負担の適正化 自主財源の確保
H18. 4	地区センター・公民館及び交流館使用料改定	受益者負担の適正化

自主財源の確保④

ホームページや市の印刷物等への広告掲載、「越谷市の行政財産の使用料に関する条例」を踏まえた行政財産の活用、将来を見据えた不要な市有財産の売却等の財源確保に努める。

広告掲載による取り組み

内容	
H18年度	ホームページ、広報紙「こじがや」季刊版
H19年度	ごみ収集カレンダーを追加
H20年度	産業情報ネットワークを追加
H22年度	バリアフリーマップ、公用車広告を追加
H23年度	保健カレンダーを追加

※平成22年度から広告入り封筒の寄付募集を開始し、庁内で使用する封筒の一部に替えることで、予算の削減に努めています。

越谷市行政財産の使用料に関する条例 ...平成24年4月施行

近年の厳しい財政状況のなかにあっては、行政財産の目的外使用許可や貸付けを積極的に活用するとともに、それらに伴う使用料等の収入を得ることにより、自主財源の確保を図り、施策の充実・市民サービスの向上へつなげていくことが重要な課題となっている。

このような状況を鑑み、自主財源の確保を図るため、平成24年度より行政財産の使用に係る使用料の徴収を実施することとし、地方自治法第228条に規定するところにより、納付義務者、使用料の額、徴収の時期及び方法等の使用料の徴収に関する事項を定めた。

自主財源の確保⑤

税源移譲や地方交付税財源の確保など、機会あるごとに国や県に要望するなど、積極的に財源移譲を働きかけている。

国・県に対する地方交付税の改正要望

内容

H24年度	臨時財政対策債以外の方法による、地方交付税原資の確保について ・こども医療費助成事業に対する普通交付税への算入について ...など
-------	---

H23年度	・地方交付税の原資となる国税5税の法定割合の引き上げについて ・臨時財政対策債元利償還金の取り扱いについて ...など
-------	---

健全な財政運営の推進

総合振興計画の計画期間全体(10年間)の財政フレームを作成し、基本計画の前期、後期(各5年間)、さらに実施計画(3年間)ごとに時点修正を行う。また、財政フレームに基づき策定される総合振興計画の実施計画の採択状況や、行政評価制度における事務事業の評価結果を踏まえた予算編成を行っている。

取り組み内容

H23 第一期実施計画での採択事業総数は380事業で、うち362事業をH23年度当初予算で予算化しています。また、採択された380事業の中で新規事業38事業のうちH23年度当初予算で予算化されたものは24事業となっています。

H24 第一期実施計画での採択事業総数は380事業で、うち355事業をH24年度当初予算で予算化しています。(9事業がH23年度までに終了、16事業がH25年度以降に検討する事業)また、第一期実施計画で採択された380事業の中で新規事業が38事業、そのうちH24年度当初予算までで予算化されたものは28事業となっています。

H25 第二期実施計画での採択事業総数は378事業で、うち353事業をH25年度当初予算で予算化しています。(差の25事業のうち1事業が事業の見直し、24事業がH26年度以降に検討する事業)また、第二期実施計画で採択された378事業の中で新規事業が25事業、そのうちH25年度当初予算で予算化されたものは7事業となっています。

* 財政フレーム…H25年度から、第二期実施計画がスタートするところから、前期基本計画を基本に、過去における歳入・歳出の実績に加え、今後の税財政制度など可能な限り情報収集に努め、分析をし、積算を行いました。特に、市民税における税制改正や臨時財政対策債の取り扱いなどの制度改正などをはじめ、H27年度の中核市移行に係る経費や経済の見通しなど、策定時点で把握可能な情報を勘案し、修正を行いました。

財政状況の公表①

半期ごとの執行状況等をまとめた「越谷市のざいせい状況」を作成し公表(年2回)している。



・地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項に基づき、越谷市では、「越谷市財政状況の公表に関する条例」を制定し、年2回「越谷市のざいせい状況」を公表しています。

地方自治法(抜粋)

- ・(財政状況の公表等)
- ・第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

・また、越谷市財政状況の公表に関する条例では、第2条及び第3条で、公表する時期及び内容について規定しています。

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行なうものとする。

2 天災その他、已むを得ない事故により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、市長は、事故の止んだときから1月以内において、これを公表しなければならない。

第3条 6月に行なう財政状況の公表においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 公営事業の経理の状況
- (4) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (5) その他財政に関する事項

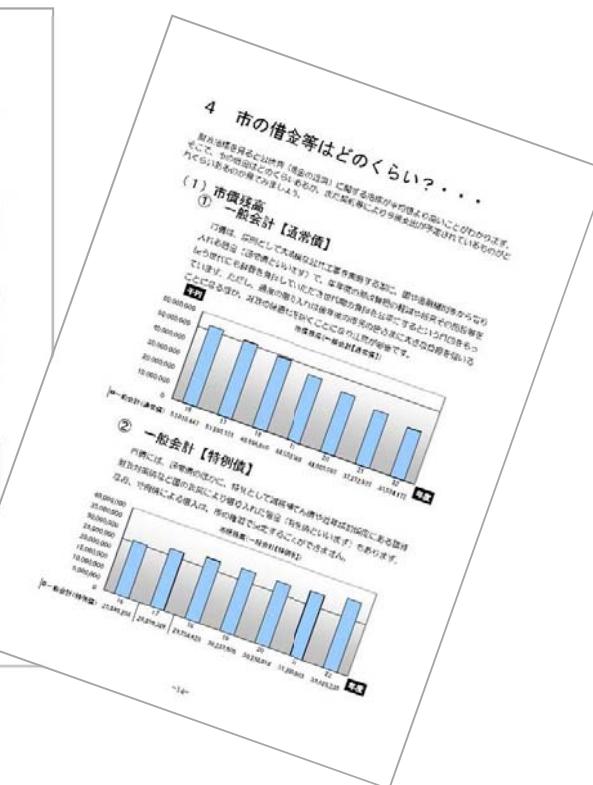
2 12月に行なう財政状況の公表においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の状況を公表しなければならない。

財政状況の公表②

市の財政状況をわかりやすく解説した「越谷市の財政事情」を作成し公表(年1回 HP等で公表)している。

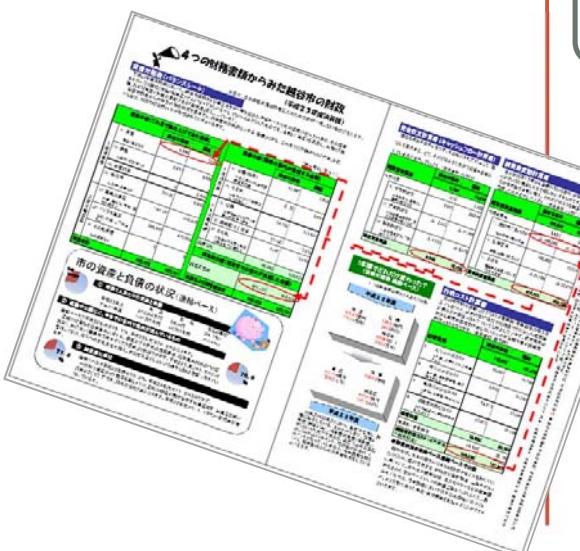


- ・H18年度より、市の財政を家計に置き換えたり、グラフなどを用いながらできる限りわかりやすい解説を加えた「越谷市の財政事情」を作成しています。



財政状況の公表③

市の資産等の状況を表した「財務書類」を作成し公表(年1回 越谷市のざいせい状況や市広報等で公表)している。



◎平成18年8月31日総務事務次官通知の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、公会計の整備として、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、公会計の整備の推進に取り組むこととし、その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、平成21年度までに4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むことと導入期限が明示されました。

◎また、平成19年10月17日には、総務省自治財政局から自治体に対し「公会計の整備推進について」通知が出され、越谷市では、同年年11月1日付けで「新たな公会計制度整備にかかる検討会」を庁内に設置し、新制度への移行のあり方、問題点の調査、研究を行い、国や民間企業の会計基準に準拠した勘定科目に従って仕訳を行い、財務書類を作成する「基準モデル」に基づき、平成20年度決算以降作成し、公表をしております。

- ・基準モデル…国(財務省)の作成基準に準拠、発生主義を活用した基準設定とともに複式簿記の考え方の導入
- ・総務省方式改定モデル…地方財政状況調査(決算統計)数値を活用

- 1 貸借対照表(バランスシート)
市の資産がどれだけあり、その資産をどのような財源でまかなったのかを表す。
- 2 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)
市がどのような活動に現金を使ったのかを表す。
- 3 純資産変動計算書
市の純資産がどのように増減し、それがどのような要因で増減したのかを表す。
- 4 行政コスト計算書
市が通常おこなう活動にどれくらいコストがかかったのか、またその活動によつてどれくらい収入があったのかを表す。

財政状況の公表④

当初予算編成過程を公表(HPで公表 平成23年度当初予算より開始)している。

☆平成23年度当初予算編成から予算編成過程の可視化の取り組みを行っております。

◎平成23年度当初予算

- ・予算編成方針、予算編成スケジュールの公表
 - ・要求段階の「平成23年度当初予算会計別要求概要」、「平成23年度部局別新規事業要求概要」の公表
 - ・市長査定後の「平成23年度部局別新規事業査定状況」、「平成23年度当初予算会計別査定状況」の公表

◎平成24年度当初予算

- ・「平成24年度一般会計当初予算款別要求額・市長査定後の状況」を合
わせて公表

◎平成25年度当初予算

- ・「平成25年度一般会計当初予算款別要求概要」の公表を要求段階で公表

さらに、平成25年度当初予算では、重点戦略事業について、これまでの一覧表形式での形式を改め、限られたスペースでより詳細な説明を可能とすることを意識して変更を加え、わかりやすい予算の公表についても、当初予算の概要の充実を図りました。